

ジムで契約したエステティックコース 「解約はできません」と言われた！

相談事例 1

パーソナルジムで体験トレーニングを受けた後、「エステも一緒に受けたほうが良い」と勧められ、パーソナルジムの契約とは別に、49,800円のエステティックコースもあわせて契約した。サプリメントなども勧められ、指定された通信販売会社から、18,000円の健康商品を購入した。何度か通った後、先日解約を申し入れたところ、「パーソナルジムは解約できるが、エステティックコースと通信販売で購入した健康食品は解約対象外」と言われた。



相談事例 2

トレーニングジムで20万円のパーソナルトレーニングと、6万円のエステティックコースを契約し、パーソナルトレーニングとエステティックコースに関する注意事項および承諾書を取り交わした。10日後に注意事項をよく見たところ、持病がエステティックコースの禁忌事項に該当していた。契約時、禁忌事項について十分な説明はなく、本来受けることができない施術を契約してしまった。直ぐに解約を申し入れたが、「エステティックコースは解約ができません」と言われた。契約書を確認すると、「契約から半年以内に解約清算する場合は、定価での計算となります」との条件が記載されていた。

エステティックサロン以外で、エステティック契約をされたお客様からのトラブルが増えています。パーソナルトレーニングジムは、特定継続的役務提供の対象にならない『準委任契約』に分類されます。



店舗にてトレーニングジムやパーソナルトレーニングを契約した場合、
原則クーリング・オフができず、特定商取引法の中途解約ルールも適用されません。

オンライン会議などを利用し、施設利用方法やサービス内容、金額などの説明を受け契約した場合は、『電話勧誘販売』に該当し、クーリング・オフが適用される可能性があります。

契約の際は必ず、契約書面や規約に明記されている、契約期間や金額、支払方法はもちろん、解約時の手続方法や条件などについて疑問がある場合は、その場で直接スタッフに確認しましょう。

※おかしいな?と思ったとき、トラブルになった場合は、消費者ホットライン(188)へ電話しましょう